

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年6月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL:092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

毎年梅雨のこの時期はいやなものですね。ジメジメした日々が続きますし、蒸し暑いです。そういう気分を振り払うには、最近増えているカラフルで楽しい雨具である傘や長靴を新調して、お出かけするのもいいでしょう。しかし、福岡は雨の日が十分ないと夏になって水が不足する事態にもなりやすい都市でもありますので、雨が少ない場合も心配に・・・適度に雨が降ってもらいたいものですね。

遺言書を作成するのにも手続きが必要ですが、作成した後も、世の中がいろいろ変化しておりますので気をつけなければなりません。今回は、少し趣向を変えて公正証書による遺言書の作成手順をお話したいと思います。

公正証書による遺言書の作成

遺言には、ご存知のとおり公正証書遺言と自筆証書遺言があります。私たち司法書士が携わる遺言業務の割合は9対1の圧倒的な割合で公正証書遺言の方が多いためです。そこで、今回は公正証書による遺言書の作り方について大まかにお話ししたいと思います。

私がお客様から遺言書の作成依頼を受けると、まずは次の①～④の内容を打合せます。

①遺言の主たる内容（誰に何を相続させるか又は遺贈するか）②遺言執行者の指定③祭祀主権者の指定（ご先祖様を守っていく人を決めること）④付帯事項（遺言者がいわゆる相続人に対して伝えたい事・・・感謝やその時の思い或いは自分亡き後の家族への希望等）がある場合はその旨⑤2名の証人を用意（これは当事務所でもご用意できます）

上記の内容がすべて決まったら、お客様にて相続関係を示す書類である戸籍や住民票、そして遺言者の印鑑証明書を揃えてもらいます（現在の証明書が主ですので、比較的簡単に揃えられます）。その決まった内容と相続関係を示す書類等を公証役場の公証人に示して、遺言公正証書として内容が適切かどうか、或いは遺言者の意思が過不足なく記載されているかを公証人がチェックして、原案が作成されます。この原案をお客様に見て頂き内容にご納得して頂きましたら、最後に、遺言公正証書の作成日時を打ち合わせて、遺言者・証人・公証人の全員が集まることのできる日時を決定します。

作成日当日は、遺言者は実印を持って、公証役場まで来て頂きます。内容は事前に打ち合わせておりますが、公証人は面前にいる遺言者に遺言内容を確認します。それが正しいと最後に遺言書をすべて読み上げて（これを口授するといいます。）遺言書の末尾に公証人が署名押印して、遺言公正証書が完成します。

公証人は出張サービスもありますので、動けない遺言者は遠慮なく相談して下さい。

どうでしょうか、書いてしまうと簡単なようですが、実際は一つ一つに時間がかかってしまうことが多いのです。次回は、具体的な事例についてお話したいと思います。

ここでちょっと豆知識



遺言書は3種類

- ①遺言する人が自筆で内容を書き、作成日を記入し、署名する「自筆証書遺言」
- ②公証人が遺言者から遺言の内容を聞き取り、公証人が作成する「公正証書遺言」
- ③遺言書の内容を誰にも知られない様にして作成する「秘密証書遺言」があります。